

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る
死亡補償一時金支給制度等について

区内で発生した災害において、水防及び災害応急措置に従事した者が、当該従事により死亡した場合、同性パートナーを配偶者と同等とし、遺族補償の受給対象者とする制度を新設する。

あわせて、職員向け家族用防災要員住宅の入居資格について、同性パートナーを配偶者と同等とする。

1 遺族補償制度の新設

(1) 名称

(仮称)「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る死亡補償一時金支給制度について」

(2) 概要

- ア 災害時の遺族補償制度「水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」では、同性パートナーを遺族補償の受給対象としていないことから、同性パートナーを配偶者と同等とし、遺族補償の受給対象者とする。
- イ 支給額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じた額とする。
(8,900千円から14,200千円)
- ウ 支給方法は、一時金とする。
- エ 財源は、区の単費とし、補正予算等により対応する。

2 職員向け家族用防災要員住宅の入居資格の変更

中野区防災要員住宅管理規定では、同性パートナーを、家族用防災要員住宅の入居資格対象者としていないことから、当該規定を変更し、同性パートナーを配偶者と同等とし、当該住宅の入居資格対象者とする。

3 施行日

令和6年4月1日

別表

	現行の遺族補償制度	新設制度（案）
支給対象者	死亡した水防又は災害応急措置業務従事者との関係が以下の者 ① 配偶者（事実婚を含む） ② 子（養子を含む） ③ 父母（養父母を含む） ④ 孫（養子の子を含む） ⑤ 祖父母（養祖父母を含む） ⑥ 兄弟姉妹 ※受給資格者順位どおり	① パートナーシップ関係の相手方
支給要件	① 同居は不要 ② 従事者と生計維持関係もしくは生計同一関係であること（従事者が主の生計維持者である必要はない）	① 同居は不要 ② 従事者と生計維持関係もしくは生計同一関係であること（従事者が主の生計維持者である必要はない） ③ パートナーシップ関係にあることを証すること
支給方法	年金または一時金	一時金
支給額	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じた支給額（8,900,000円～14,200,000円）
財源	消防団員等公務災害補償等共済基金	区単費 （補正予算等に対応）